

群の仲間

2020年5月
No.288
東京土建
練馬支部

練馬区
中村北
1-6-2

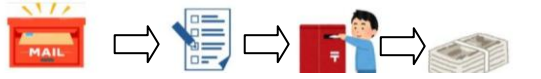
TEL
03-3825-5522
FAX
03-3825-7547

今月は群会議をおこなわず
「組合費集金日」
として集金のみとします

今こそ団結と底力で仲間のくらしと仕事を守り抜く！ 群の一人ひとりへ諸制度のお知らせを徹底しよう！

☞「特別定額給付金（一人10万円）」の申請と受給までの流れ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民1人一律10万円の「特別定額給付金」が支給されます。



＜給付対象と給付額＞

- 2020年4月27日時点で住民登録のある国民（4月27日出生のお子さんも対象）
- 1人10万円が4月27日時点で住民登録されていた自治体から給付

＜申請方法と受給の流れ＞

- ＊申請期間は令和2年8月14日まで（当日消印有効）
- 世帯主が代表して家族（同一世帯員）の分を申請します
- 5月15日から順次「特別定額給付金のお知らせ」が特定記録郵便で届く（練馬区）
- 必要事項（振込口座等）を記入のうえ、返信用封筒で返送（切手不要）
- 申請から2週間程度で世帯主が指定した金融機関口座に家族分まとめて振り込まれる

☞「持続化給付金（個人100万/法人200万）」の申請と受給までの流れ

新型コロナウイルスの感染拡大によって事業活動に影響を受けている事業者に対して、**今年1～12月のいずれかの月の売り上げが前年同月比で半分以上減っている事業者**に対して、減った月の売り上げの12ヶ月分と、前年の総売り上げの差額を**個人（一人親方含む）は100万円、法人は200万円**を上限に申請から2週間程度で給付されます。



- ＜給付金額＞個人事業者（一人親方含む）は最大100万円、法人は最大200万円
- ＜主な要件＞2020年1月～12月までのいずれかの月に売上が前年同月に比べ半分以上減少していること ＊申請期間は2021年1月15日まで
- ＜申請方法＞○持続化給付金の申請用HP（<http://jizokuka-kyufu.jp>）からの電子申請
○個人情報等を入力→申請内容を証明する書類等を添付→送信完了（添付書類がそろっていれば30分程度で申請完了）
＊電子申請が難しい事業者むけに支援窓口（予約制）も開設されます（経産省HP）
- ＜申請内容を証明する書類等（添付書類）＞
○確定申告書類（受付印が押印されているもの）
青色…2019年分の確定申告書第一表、青色申告決算書1～2ページの控え
白色…2019年分の確定申告書第一表
法人…確定申告書別表一、法人事業概況説明書1～2ページの控え
○対象月（2020年1～12月のひと月を任意で選択）の月間事業収入がわかるもの（確定申告の基礎となる書類を原則）
○個人は申請者本人、法人は法人あるいは法人代表者名義の振込先口座の通帳の写し（表面、開いた1～2ページ目）
○個人のみ本人確認書類（顔写真付身分証明あるいは、保険証＋住民票等）
＊スマートフォンからの電子申請も可。証明書類はカメラ機能で撮影した写真でも可



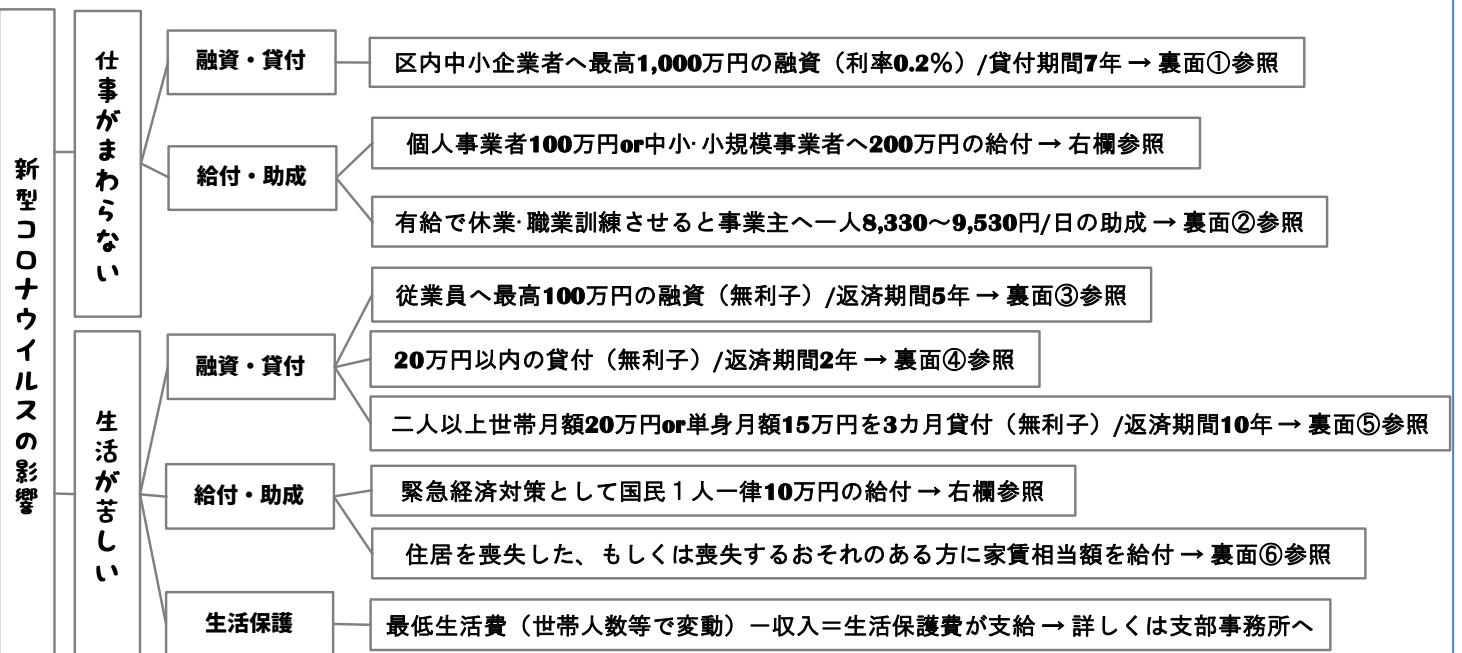
申請方法の不明点、ネット環境がない方は支部事務所へお問い合わせください

へ左上へつづく 助成金

↓コロナの影響にともなう「給付金」「助成金」↓

新型コロナウイルスの影響による事業者や従事者、個人むけに「給付金」「助成金」「融資」「貸付」が始まっています（制度改訂等変更の場合あり）。下記フローチャートで自分自身や仲間がそれぞれ当てはまる項目を選び、右欄・裏面①～⑥に詳細が記載されていますのでご参照ください。

新型コロナウイルスの影響で収入減・仕事減に対応する「給付金」「助成金」等（2020.5.8作成）



＊混乱に乗じた詐欺等には十分お気をつけください。基本的に先方から連絡がくることはありません
＊少しでも不安やおかしいと感じたら、一呼吸おくためにも組合事務所までご連絡ください

☑「春の拡大（仲間増やし）月間」は残り2週間：集まらなくても！一人でも！できる拡大運動！

春の拡大月間は5月末までの二ヶ月間で分会ごと組織人員の4%を目標に取り組んでいます。新型コロナウイルスの感染予防の観点から、月間中の拡大行動はすべて中止になってしまいました。この緊急事態の局面を乗り越えるため、「集まらなくても！」「一人でも！」「誰でも！」できる拡大運動を「こんな時こそ」一人ひとりが力を合わせておこないましよう。

←これなら出来るかな？☑をつけよう←

- ☑電話で知り合いの事業所に「新入職者情報」を聞いてみる
- ☑現場の仲間に「頼りになる東京土建」をすすめてみる
- ☑練馬支部に「組合未加入の仲間」を紹介してみる
- ☑この苦しい状況だからこそ、一人で不安を抱え悩んでいる組合に加入していない仲間は、皆さんのまわりになります。

←当てはまる未加入の仲間に☑をつけよう←

- ☐区の国保料で困っている仲間
- ☐無料健診を受けたい仲間
- ☐一人親方労災が必要な仲間
- ☐厚生年金に悩んでいる仲間
- ☐資格が必要な仲間
- ☐仕事のつながりを広げたい仲間
- ☐融資・貸付をしたい仲間
- ☐独立・開業する仲間



☑6月日曜集団健診は中止！7月以降は調整中…

新型コロナウイルスの感染拡大により、6月14日に予定していた日曜集団健診は中止とさせて頂きます。なお、7月以降で開催できる医療機関があるかどうか調整していますので、決まり次第お伝えしていきます。

★当面の予定★

5月					
		組合活動	機関会議	地域	その他
12	火		分会執行委		
13	水	国会請願行動	分会執行委		
14	木				
15	金				
16	土				
17	日				
18	月		後六役会議		
19	火		納入日		
20	水		財政部会(中止)		
21	木		書記局会議・・・午後、事務所開まります		
22	金		拡大分会長会議（中止）		
23	土				
24	日			練馬でもデモ	
25	月				
26	火				
27	水	国会請願行動			
28	木				
29	金	アスベスト東京2陣判決日行動			
30	土				
31	日				
6月					
		組合活動	機関会議	地域	その他
1	月	臨時登録			
2	火	拡大打ち上げ（中止）			
3	水		書記局会議・・・午後、事務所開まります		
4	木	四役			
5	金	常任			
6	土				
7	日	だいこん行進（中止） 春の住宅デー（延期）			
8	月	執行委員会			
9	火		教宣部会（中止）		
10	水	国会請願行動	六役会議		
11	木				
12	金		分会執行委		
13	土		分会執行委		
14	日				
15	月				
16	火				
17	水				

5/21、6/3 の午後は書記局会議のため、支部事務所を閉めさせていただきます。ご協力お願いします。



▲裏面（融資・貸付・給付・助成）④・⑤▲

☒ **新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により生活に困窮し、生活維持のための貸付を必要とする世帯に無利子の特別貸付があります。

＜福祉資金・緊急小口資金＞

【貸付額】20 万円以内（1 週間程度で一括交付）

【利子】無利子 【連帯保証人】不要

【据置期間】1 年以内 【返済期間】2 年以内（24 回以内）

【内容】生活維持 【受付】居住地の市区町村社会福祉協議会

＜総合支援資金・生活支援費＞

【貸付額】二人以上…月額 20 万円 単身…月額 15 万円

【貸付期間】原則 3 カ月以内 【返済期間】10 年以内

【利子】無利子 【連帯保証人】不要 【据置期間】1 年以内

【内容】生活維持 【受付】居住地の市区町村社会福祉協議会

【問い合わせ】練馬区社会福祉協議会Tel03-3991-5566

◆裏面（融資・貸付・給付・助成）⑥◆

☒ **住居に困っている…生活困窮者住居確保給付金**

離職、自営業の廃止または自己責任・自己都合によらない就業機会等の減少により、住居を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に家賃相当額が給付されます。

【制度概要】練馬区・生活福祉課自立促進支援係

【給付期間】原則として 3 カ月（最長 9 カ月）

【給付金額】世帯人数と月収の計算式によって算出

【給付対象】住宅を喪失・喪失のおそれがあること、離職・廃業と同等の状況であること、申請月の収入が基準額を超えてないこと、預貯金・現金の合計が 100 万（最大）を超えていないこと、等

【申請方法】生活状況によって受給要件や提出書類が大きく異なるため、必ず「生活相談コールセンター」へ電話してから申請をおこなってください

【生活相談センター】Tel03-5984-4703

▼コロナでお困りのことはありませんか？▼

新型コロナウイルスの感染拡大によって、「現場がストップしたが休業補償がない」「現場で感染対策がとられていない」など、現場で困っている事がありましたら、練馬支部事務所まで情報をお寄せ下さい。 **生の声で現場は変わる！**

☒ **6月の「無料法律相談(弁護士対応)」**

【とき】6月8日（月）午後3時～練馬支部会館

【内容】仕事からプライベートまで何でも個別相談

【ところ】練馬支部会館 【申込】予約は支部担当者まで



★裏面（融資・貸付・給付・助成）①★

☒ **練馬区・新型コロナウイルス感染症対応特別貸付**

新型コロナウイルスにより、事業活動に影響を受けている区内中小企業者等を支援するため、練馬区が「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」を実施しています。

【受付期間】実施中 【貸付限度額】運転資金 1,000 万円

【貸付期間】7 年以内 【利率】利用者負担 0.2%（区負担 1.8%）

【信用保証料】全額補助

【対象】①練馬区産業融資あっせんの普通貸付の要件を満たしていること、②新型コロナウイルス感染症の影響により直近 1 か月の売上額または利益率が、前年同月と比較して減少していること、等

【受付】練馬区産業経済部 経済課 融資係（産業プラザ・ココネリ 4 階ビジネスサポートセンター-Tel03-5984-2673）

●裏面（融資・貸付・給付・助成）②●

☒ **従業員を抱える事業所へ雇用調整助成金**

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

【助成金】有給で休業させた場合：8,330 円／日を上限

有給で職業訓練させた場合：9,530 円／日を上限

【内容】従業員の雇用維持に対する助成 【受付期間】実施中

【支給対象】雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象

【受給期間】1 年で最大 100 日分、3 年で最大 150 日分

【主な要件】最近 3 カ月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 5%以上減少していること、休業補償を 6 割以上支払っている、等

【制度概要】厚生労働省 【問い合わせ】各ハローワーク

* 申請手続きはさらに簡素化される予定

* 助成金の上限額は引き上がる可能性があります

* 6/30 までは休業計画届と申請の同時手続きも可

▼裏面（融資・貸付・給付・助成）③▼

☒ **中小企業従業員むけ感染症緊急対策融資**

感染症の影響に対応した中小企業従業員むけに、東京都との提携融資制度が中央労金で実施されています。

【融資金額】最高 100 万円（金利は都が補給するため実質無利子）

【内容】生活資金 【返済期間】最長 5 年

【制度概要】中央労金・東京都 【受付期間】～来年 3/31

【主な要件】現在の勤務先に 6 カ月以上勤務している、勤務先が住所のいずれかが都内、年間収入 800 万円以下、住民税を滞納していない、こと等

【受付】中央労金本店・各支店（池袋支店Tel03-3984-5201）